

令和6年度第2回茂原市総合教育会議日程

日時：令和7年3月25日（火）13時15分～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

- (1) 老朽化が進む学校施設について
- (2) 不登校児童生徒の支援体制の再構築について
- (3) 子どもの遊び場の確保に係る学校開放について

4 その他

5 閉会宣言

老朽化が進む学校施設について

令和7年3月25日

教育総務課

○市内小中学校の老朽化の現状

茂原市内の小中学校については、築40年を超える学校が多く存在し、毎年度、危険性及び緊急性を考慮し、優先順位を決めながら起債や基金を活用し補修等を行っているが、児童生徒の安全確保や良好な教育環境には十分とは言えず、外壁等が落下する事故等が発生していることから早急な対応が必要である。

○茂原小学校の現状

茂原小学校に関しては、S42年建築後58年が経過し、耐震改修や屋内運動場大規模改修は行ったものの、肝心の教室棟関係については屋上、外壁、外部建具、内装、電気設備等、老朽化が著しく進んでおり、長寿命化計画の中での箇所別老朽度も劣化が激しい結果となっている。また、躯体の劣化が著しく、改築を目指していたが、財政状況により断念した経緯がある。加えて、長寿命化を図っていた場合でも学校の耐用年数が約80年とされているが、茂原小学校は今後長寿命化を図ったとしても残存年数が20年弱となり、長期的に考えたコスト面でも改築せざるを得ないと考える。

○【総事業費】単独改築の場合

名称	事業費（千円）	備考
設計	160,000	建築課による積算
工事監理費	75,000	想定額、根拠なし
工事費	3,000,000	本納小新築時の工事費より積算、他解体費、仮設校舎リース、外構等を勘案
合計	3,235,000	

○財源

- ・国補助（学校施設環境改善交付金） 交付率 1/3
- ・起債（学校教育施設等整備事業債） 90%

○今後の方針

- ・本市の現状に沿った整備手法の選択
- ・優先順位を考慮の上、次期3か年実施計画への計上を検討

不登校児童生徒の支援体制の再構築について

令和7年3月25日
学校教育課

1 過去5年の状況 【不登校（長期欠席）の定義 年間30日以上欠席】

【小学校】

R1 54人 R2 56人 R3 71人 R4 83人 R5 98人
*R5 茂原市（約2.8%） 全国（約2.2%）

【中学校】

R1 90人 R2 81人 R3 87人 R4 126人 R5 134人
*R5 茂原市（約7.1%） 全国（約7.8%）

2 考えられる原因

無気力 学業不振（コロナ禍による）生活リズムの乱れ
保護者の意識の変化（無理に学校に行かせない等） 学校生活への漠然とした不安

3 児童生徒に対する現在の対応

【学 校】

- ・担任等による家庭訪問や電話連絡による日常的な連携
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携
- ・校内教育支援センターの設置と活用の促進
（個に応じた学習課題の提供、配信される授業動画の視聴等）

【茂原市】

- ・校外教育支援センター（豊田・五郷）の設置と活用
（不登校児童生徒が自分のペースで学習・生活できる環境の提供）
- ・千葉県子どもと親のサポートセンターや東上総教育事務所相談室との接続

4 課題

【学 校】

- ・校内教育支援センターは、当該校の教職員が交代で担当しながら運営している状況であり、一人の教職員が常駐しているわけではない。
- ・子どもたち1人1人に寄り添っていくには、常駐できる教職員の配置が必要となるため、配置基準の見直しや加配教員の要望をしていく必要がある。

【茂原市】

- ①在籍する学校の校内教育支援センターに通うことができない児童生徒もいる。
- ②校外教育支援センターは、他の町村からの児童生徒も受け入れており、利用者が増加している状況である。取り組み自体は充実していると考えているが、現在の状況を鑑みると、他の施設を利用した第3、第4の校外教育支援センターが必要となってくる可能性もあり、その際には更なる施設と指導者が必要となる。
- ③児童生徒に他校の校内教育支援センターを紹介し、実際に受け入れる取り組みをしている自治体もある。

5 今後の方向性

- ・不登校の要因が多種多様であることを考えると、校内教育支援センターの更なる充実が必要不可欠である。児童生徒が在籍校以外の校内支援センターを選ぶことができるようにするなど、新たなシステム構築が必要となる。
- ・校内教育支援センターで経験を積んだ教職員が、将来、校外教育支援センターの担当を担うといった人材育成の観点からも、校内教育支援センターに教職員経験者を常駐させたい。

子どもの遊び場の確保に係る学校施設の開放について

令和7年3月25日

体 育 課

学校開放とは

学校教育に支障のない範囲で地域の身近なスポーツ・レクリエーション、文化活動の場として、住民の皆さんに利用していただくもの。

茂原市の状況

1. 茂原市立学校施設の開放規則（一部抜粋）

- ①市内に在住、在勤又は在学する成人を含む10人以上で組織された団体のみが利用可能
- ②利用団体は、成人1名以上の管理指導員を選任し、危険防止や施設の管理に責任を持つ
- ③学校施設に破損等を生じさせたときは賠償する
- ④学校施設の開放に伴う管理責任は教育委員会が負い、学校長の許可を得た団体に使用を認めている

2. 現況

最近、子どもたちの遊び場として学校施設を気軽に使用したいとの声がある。

3. 学校施設を子どもの遊び場として開放する場合の課題

- ①児童生徒の安全確保（怪我や不審者等の対応）
- ②劣化等による事故を防ぐための対応
- ③器物破損や怪我をした際などの責任の所在の明確化
- ④利用者間のトラブルなどが生じた際に、地域住民の中で解決できるような組織体制や管理体制の構築 など

4. 対応策

施設管理者である学校長に管理責任が及ぶことがなく、児童生徒の安全確保ができる仕組みづくりを構築する必要がある。

校庭を遊び場として開放している他市の開放規則（一部抜粋）

第3条（管理指導員） 学校施設の開放を行う学校に管理指導員を置く。

- 2 管理指導員は、教育委員会の命を受け、学校開放に伴う利用者の危険防止及び施設・設備の管理に当たるものとする。

第4条（開放の種類） 学校開放の種類は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ開放 団体が行うスポーツ及びレクリエーションの利用に供するもの。
- (2) 遊び場開放 幼児及び児童の遊び場及びスポーツの利用に供するもの。
- (3) その他開放 公共又は公益の目的のため及び官公署の利用に供するもの。

第9条（利用の中止） 管理指導員は、利用者がこの規則に反する行為をしたときは、利用の中止を命ずることができる。

【予算】 R6年度 17,617千円/20校。週2回（土・日）開放。

1校あたり880千円